

○川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例

平成30年3月29日条例第15号

改正

平成30年6月1日条例第52号

令和2年6月23日条例第33号

令和4年3月25日条例第10号

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び第4項、第4条第2項並びに第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、旅館業の施設の設置場所、衛生措置及び構造設備の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (2) 循環ろ過器 浴槽水を循環させ、ろ過する設備をいう。
- (3) 原湯 浴用に使用した湯水（循環ろ過器でろ過した湯水を含む。以下同じ。）を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (5) 上がり用湯 洗い場に備え付けられた湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。
- (6) 上がり用水 洗い場に備え付けられた水栓及びシャワーから供給される水をいう。
- (7) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。
- (8) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪等を捕集する網状の装置をいう。

(9) 回収槽 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽をいう。

(施設の設置場所の基準)

第3条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項の規定に基づき設置された公民館

(4) 前3号に掲げる施設のほか、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設であつて、市長が告示で指定するもの

(意見を求める者)

第4条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 国が設置する施設 当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 国又は地方公共団体以外の者が設置する施設 当該施設の存する市又は特別区の長

(衛生に必要な措置の基準)

第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める換気の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 換気のために設けられた窓等は、適宜開放すること。

(2) 機械換気の設備は、適宜運転を行うこと。

2 法第4条第2項の規定により条例で定める採光及び照明の措置の基準は、宿泊者の衛生上必要な照度を保つこととする。

3 法第4条第2項の規定により条例で定める防湿の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 雨水及び汚水は、流通を常に良好にし、排水に支障のないようにしておくこと。

(2) 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。

4 法第4条第2項の規定により条例で定める清潔を保持するための措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室

ア 定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

イ 紙くず等を入れる容器を備え、紙くず等は、衛生的に処理すること。

ウ 寝具類は、常に清潔にし、定員数以上の数量を備え、敷布、浴衣及び枕のカバーは、客1人ごとに取り換えること。

(2) 広間、ロビー、食堂、玄関帳場、廊下、階段等は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

(3) 入浴設備

ア 浴室、脱衣室及び衣類の保管設備は、常に清潔にしておくこと。

イ 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ウ 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。

エ 原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

オ 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

カ シャワーを設ける場合は、次のとおりとすること。

(ア) 毎週1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

(イ) シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、毎年1回以上内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を行うこと。

キ 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。

(ア) 貯湯槽内の原湯等の温度を、通常の使用状態において、原湯等の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯等の消毒を行うこと。

- (イ) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。
- ク 水位計配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
- ケ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週1回以上完全に換水すること。
- コ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
  - (ア) 循環ろ過器は、毎週1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
  - (イ) 湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
  - (ウ) 集毛器は、毎日1回以上清掃及び消毒を行うこと。
  - (エ) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- サ 回収槽の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。
- シ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、適宜清掃及び消毒を行うこと。
- ス 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。
- セ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視するとともに、毎年1回以上清掃及び消毒を行うこと。
- ソ タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする。
- タ 営業者は、自主管理を行うため、入浴設備の配置図、給排水の配管図等の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。

チ 自主管理に係る点検記録は、3年間保存すること。

ツ 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、イからセまで、タ及びチの規定は、適用しないこと。

(4) 洗面所

ア 常に清潔にしておくこと。

イ 洗面に供する水は、飲用に適する水であること。

(5) 便所

ア 毎日1回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。

イ 手洗い設備には、消毒液等を十分に供給しておくこと。

ウ くみ取り式便所は、殺虫剤の散布等により、ねずみ、衛生害虫等の発生の防止に努めること。

(6) その他

ア 井戸及び貯水槽は、常に清潔にしておくこと。

イ 廃棄物容器並びにし尿及び排水の処理設備は、常に清潔にし、ねずみ、衛生害虫等の発生の防止に努めること。

5 法第4条第2項の規定により条例で定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては3.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業にあつては3.3平方メートルにつき1人（階層式寝台を置く場合にあつては、1.65平方メートルにつき1人）を基準とする。

（衛生上の措置の基準の特例）

第6条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設に係る法第4条第2項の規定により条例で定める宿泊者の衛生に必要な措置の基準については、市長が別に定める。

（宿泊を拒むことのできる事由）

第7条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) その他宿泊を拒む正当な事由があるとき。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第8条 令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調は、善良な風俗を害することがないように周辺の環境と調和するものであること。
- (2) 動力により振動し、又は回転する寝台、横臥<sup>が</sup>している人の姿態を映すための鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。以下同じ。）その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。
- (3) 玄関帳場を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。
  - ア 宿泊者の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。
  - イ 自動車等を利用する宿泊者が降車しないで宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続（以下「宿泊手続」という。）を行うことができる場所に設けられていないこと。
  - ウ 事務を行うために必要な広さを有する受付台が宿泊者との面接に適する高さに設けられていること。
  - エ 受付台の上方にはめ込まれ、かつ、開閉できない窓が設けられていない等宿泊者と直接面接することを妨げることができる構造設備を有しないこと。
- (4) 玄関帳場を設置しない場合は、次の要件を満たすこと。
  - ア 当該施設へおおむね10分以内に駆けつけることができる範囲内に、規則で定める管理体制を有する事務所（以下「管理事務所」という。）を有すること。
  - イ 施設の出入口付近に、宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）を設置し、その画像を常時確認することができる機器を管理事務所に設置すること。
  - ウ 宿泊者の本人確認を行うために、宿泊者本人を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を施設に設置するとともに、施

設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。ただし、宿泊者と直接面接を行うことにより宿泊手続を行う場合は、この限りでない。

エ ウの規定により撮影機器及び通話機器を設置した施設内の場所並びに客室に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故その他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者と常時連絡を取ることができる連絡先が表示されていること。

(5) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 共同用の浴室及びシャワー室は、男子用及び女子用の区分があること。

イ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

ウ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

エ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 循環ろ過器の1時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(イ) 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ) 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(エ) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(オ) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

オ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であ

ること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

カ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

(6) 便所には、消毒液等を入れる専用の容器が附属した流水式手洗い設備があること。

(7) くみ取り式便所には、防虫設備があること。

(8) 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

ア 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

イ アに掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ウ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体

エ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第9条 令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調は、善良な風俗を害することがないよう周辺的环境と調和するものであること。

(2) 動力により振動し、又は回転する寝台、特定用途鏡で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のものその他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。

(3) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

- ア 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
- イ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。
- ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
- (ア) 循環ろ過器の1時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。
  - (イ) 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
  - (ウ) 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。
  - (エ) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。
  - (オ) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。
- エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
- (ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。
  - (イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- オ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。
- (4) 便所には、消毒液等を入れる専用の容器が附属した流水式手洗い設備があること。
  - (5) くみ取り式便所には、防虫設備があること。

(6) 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

ア 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

イ アに掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ウ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体

エ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 循環ろ過器の1時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(イ) 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ) 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(エ) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じ

られた構造であること。

(オ) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

オ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

(2) 便所には、消毒液等を入れる専用の容器が附属した流水式手洗い設備があること。

(3) くみ取り式便所には、防虫設備があること。

(構造設備の適用除外)

第11条 第8条第2号、第3号エ及び第8号並びに第9条第2号及び第6号の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による商業地域として定められている地域（次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域を除く。）内に存する旅館業の施設

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 図書館法第2条第1項に規定する図書館

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第28条第3項の規定により同条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受けないこととされた店舗型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第55号）附則第4条第2項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者とみなされた者に係る営業を含む。）のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業の施設を用いて営む旅館業の当該施設

（責任者の届出）

第12条 法第3条の2第1項に規定する営業者は、第5条第4項第3号タの規定により入浴設備について日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成15年埼玉県条例第28号）附則第2項の規定の適用を受けていた旅館業の施設であって、施行日以後引き続き第8条第1号若しくは第3号アからウまで又は第9条第1号の規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準については、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。

3 施行日の前日において旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成20年埼玉県条例第18号）附則第2項の規定の適用を受けていた旅館業の施設であって、施行日以後引き続き第8条第5号エからカまで、第9条第3号ウからオまで又は第

10条第1号ウからオまでの規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準については、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（以下「営業許可」という。）の申請をした場合の当該申請に係る施設については、同日以後に増築され、又は、改築され、若しくは構造設備の変更を伴う修繕が行われた部分を除き、この条例による改正後の川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例第8条第4号及び第5号オ、第9条第3号エ並びに第10条第1号エの規定は、適用しない。営業許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が同日以後に営業許可の申請をする場合であって、当該申請に係る施設がこの項の規定の適用を受けているものであるときの当該施設についても、同様とする。